五　島　市
食育推進計画

ご ごはんを中心に

と 島民の食卓を

う 海の幸、山の幸で豊かにします

五島市
平成23年3月

はじめに

「食」は、人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせません。また、人は「食」を通して生命を維持するだけでなく、人格の形成や心豊かな人間性をはぐくんでいます。

しかしながら、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、脂質の過剰摂取や野菜不足、朝食の欠食など栄養の偏りや食生活の乱れが見られます。「食」に関する情報も氾濫し、正しく選択し活用することが困難な状況にあります。これに起因して、肥満や過度のやせ、生活習慣病等の増加が国民的課題となっています。

このような現状の中、私たちは改めて自らの食生活を見直す必要があります。そこで、市民一人ひとりが食に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活で健康な心身をはぐくむことを目指した「五島市食育推進計画」を策定しました。

本市は自然に恵まれ、農水産物の宝庫です。生産者と消費者が一体となり、地場産物を消費拡大し、心身の健康と豊かな人間性をはぐくむ食育を市民や関係団体の皆様と連携し推進してまいりたいと考えています。

市民の皆様には、自分や家族の問題として、また地域や職場の課題として食育を実践していただきますようお願いします。

平成23年3月

五島市長

中 尾 郁 子

目　　次

１．計画策定の背景・趣旨……２

２．計画の位置付け……２

３．計画の期間……３

４．計画の推進体制……３

５．食を取り巻く現状……４～９

６．基本理念・基本目標……１０

７．具体的な施策体系……１１～１２

（１）家庭における食育の推進……１３

（２）保育所・幼稚園・学校における食育の推進……１４

（３）地域における食育の推進……１５

（４）生産者と消費者との交流促進……１６

（５）食の安全確保の推進……１７

五島市食育推進会議条例……１８～１９

１．計画策定の背景・趣旨

近年ライフスタイルや価値観の多様化、食を取り巻く環境の変化等を背景に、栄養の偏りや食生活の乱れ、生活習慣病等の増加のほか、食品の安全性への不安の高まり、食糧自給率の低下、食べ残しや食料の廃棄による資源の無駄遣いなど、食を取り巻く環境は変化し、食を大切にする心や、古くから受け継がれてきた日本型の食文化が失われつつあります。

このような状況のなか、国は、国民運動として食の問題に取り組むため、平成１７年７月に食育基本法を施行し、生きる上での基本であって、「知育」、「徳育」、「体育」の基礎となるべきものとして「食育」を位置付けました。

五島市では、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、「五島市食育推進計画」を策定し、食育を総合的・計画的に推進することとします。

２．計画の位置付け

本計画は、食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法１８条第１項に基づく市町村食育推進計画として位置付けるもので、本市の食育に関する基本的な事項について定めるものです。

なお、本計画は、五島市総合計画、その他の関連計画等との整合性及び相互の連携を図りながら総合的に推進します。

食育基本法　　第１８条　第１項

「市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。」

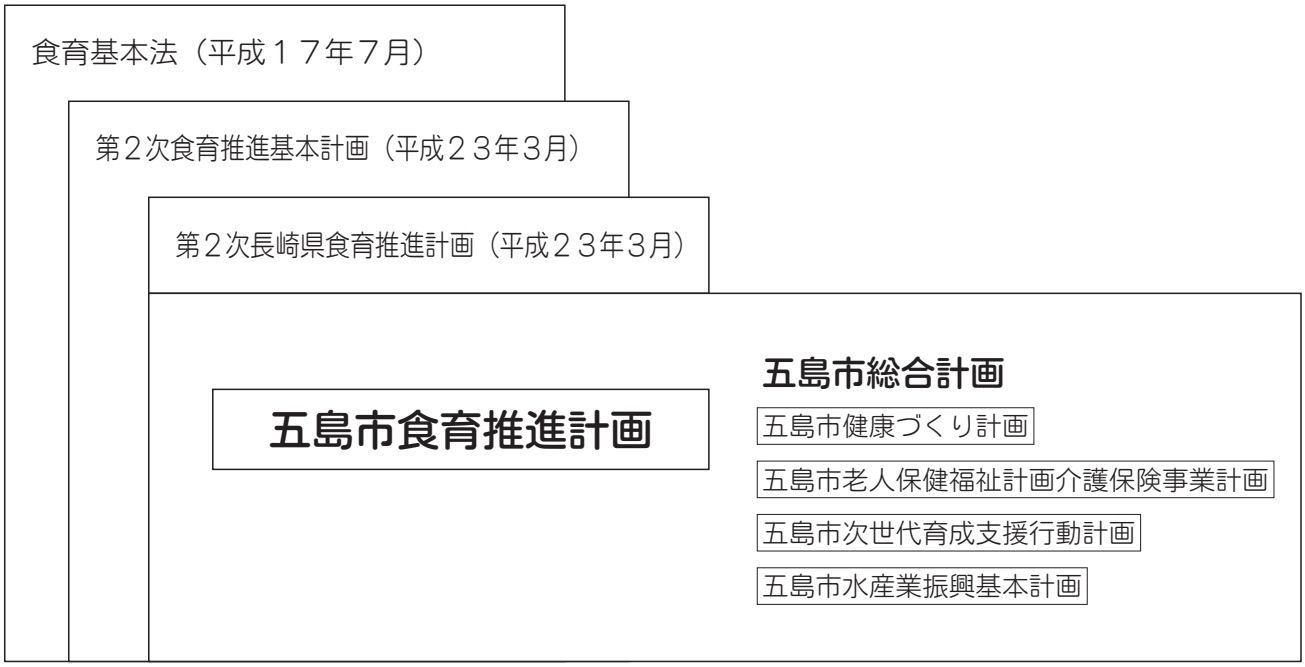

３．計画の期間

計画の期間は、平成２３年度から平成２７年度までの５年間とし、必要に応じて見直します。

４．計画の推進体制

食育を具体的に推進するため、関係機関・団体等が共通の理解の下、目標の達成を目指して協力し、取り組めるよう体制を整えます。

（１）五島市食育推進会議

食育に関係する団体や機関の代表者で組織する「五島市食育推進会議」を開催し、計画の進捗状況の把握・評価を行うとともに、各団体間の情報交換や連携を促進します。

（２）五島市食育推進本部（庁内組織）

庁内に「五島市食育推進本部」を設置し、本計画を着実に推進していくために、庁内の連携と継続した施策の推進を図り、進捗状況の把握、評価、再調整等を行います。

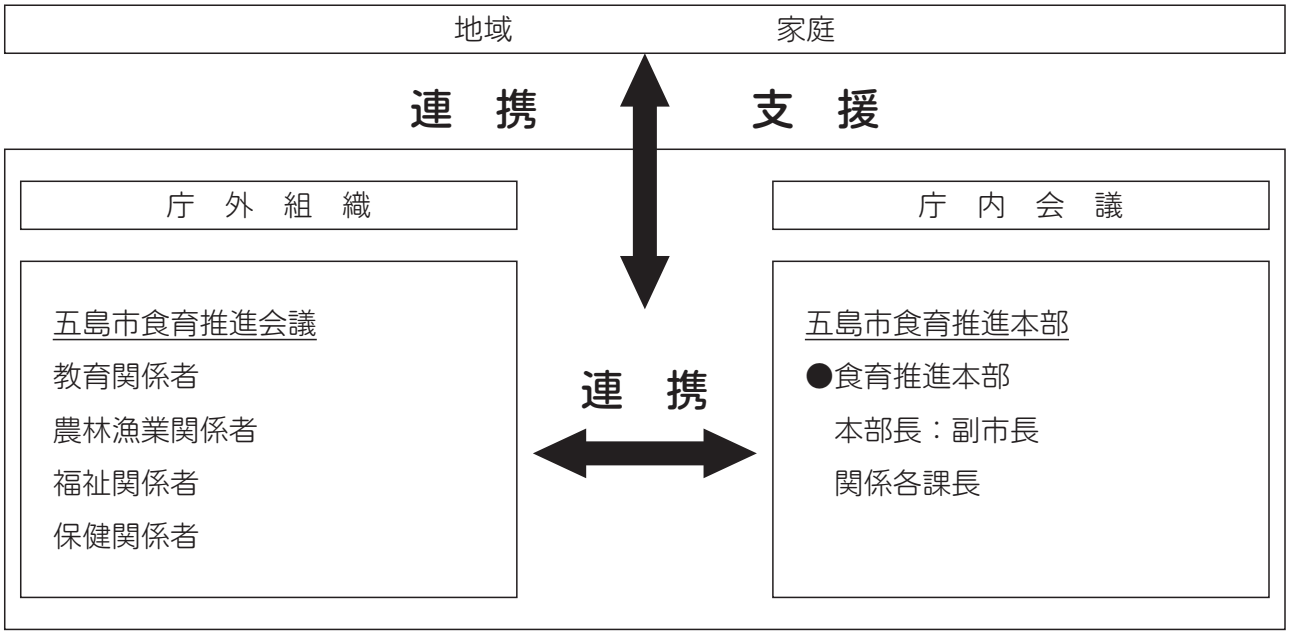

５．食を取り巻く現状

①ライフスタイルの変化

平成２２年の国勢調査における人口は４０,６２１人となり、年々減少しています。

世帯数は１８,３９２世帯で大きな変化はありませんが、１世帯当りの人員は２．２人となり、核家族化が進んでいます。

年齢構成の割合については、年少人口（１５歳未満）１１.６％、生産年齢人口（１５歳～６４歳）５６.１％、老齢人口（６５歳以上）３２．３％（平成２２年９月末日現在／住民基本台帳）となっており、少子高齢化が進んでいます。

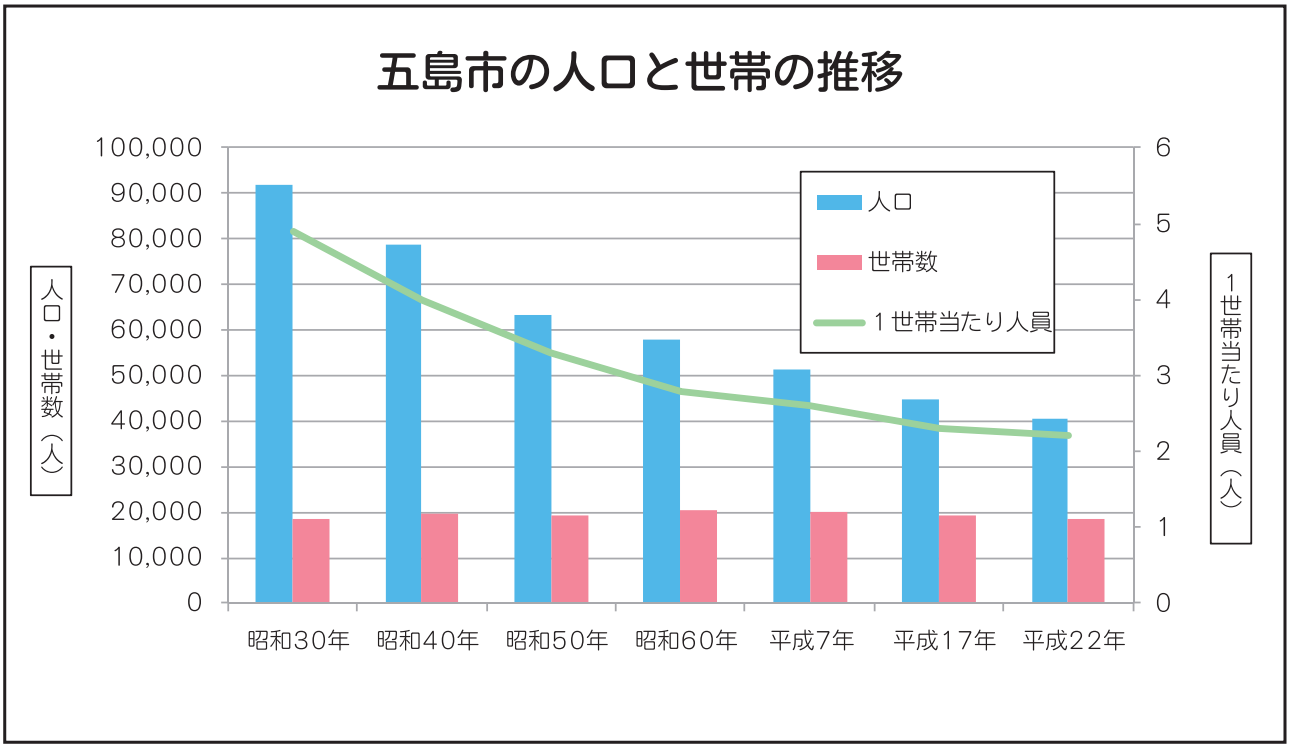

国勢調査（平成２２年は速報値）

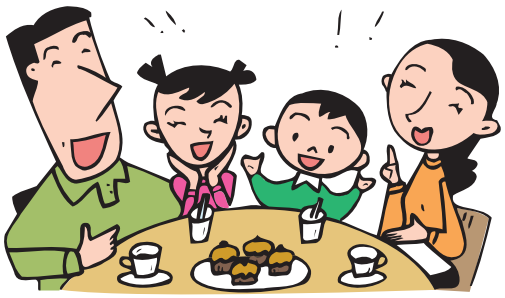

②朝食の摂取状況

朝食を毎日食べる人の割合は、生活習慣の形成途上にある小学校６年生、中学校３年生とも低い。

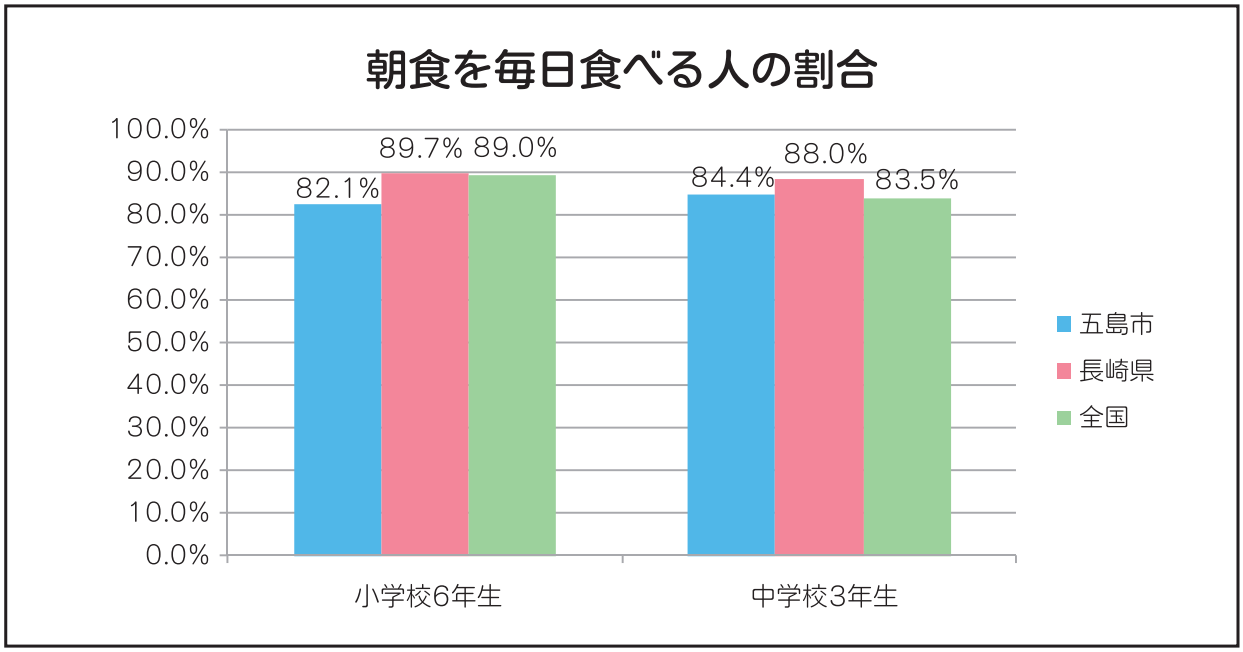

平成２２年全国学力学習状況調査

③幼児歯科の状況

３歳児歯科健診時のむし歯有病率は、近年、減少傾向ですが、全国平均と比較すると、さらに改善する必要があります。

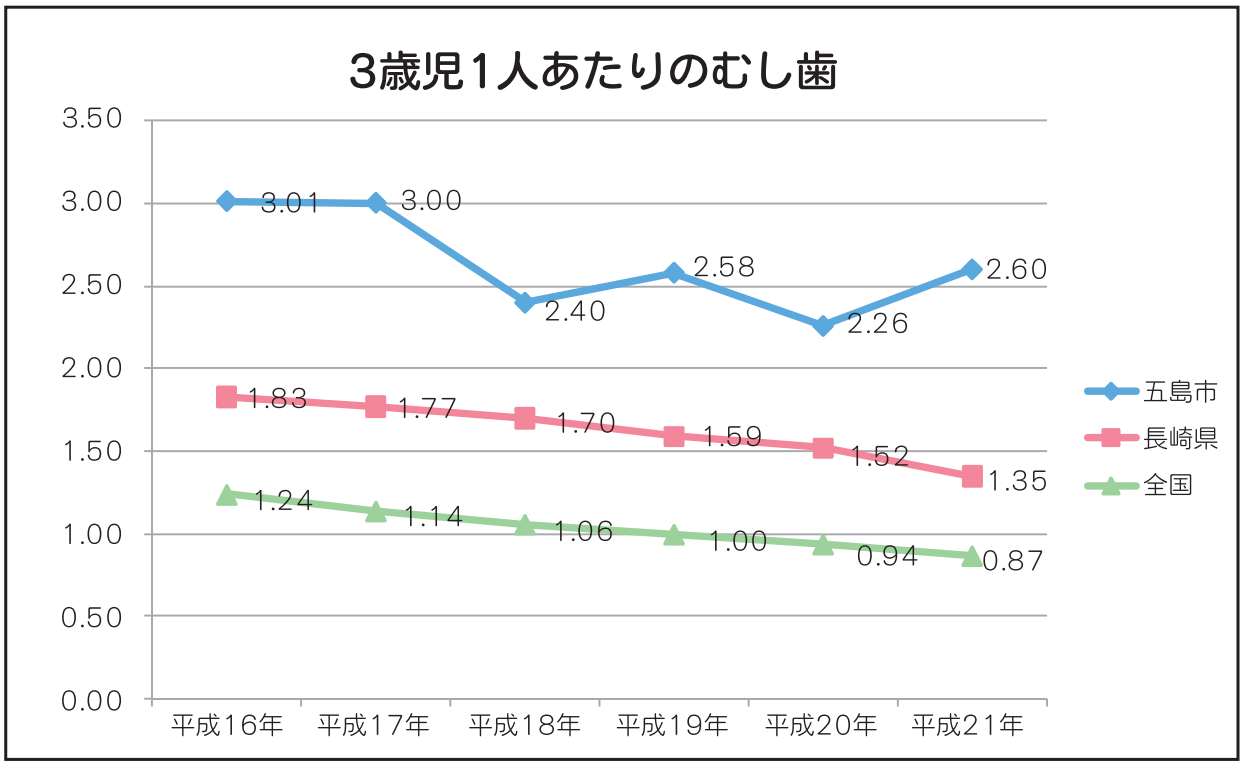

３歳児健康診査結果

④生活習慣病の状況

特定健診結果を見ると、メタボリックシンドロームの該当者、予備群の割合は、全国、長崎県に比べて多い。

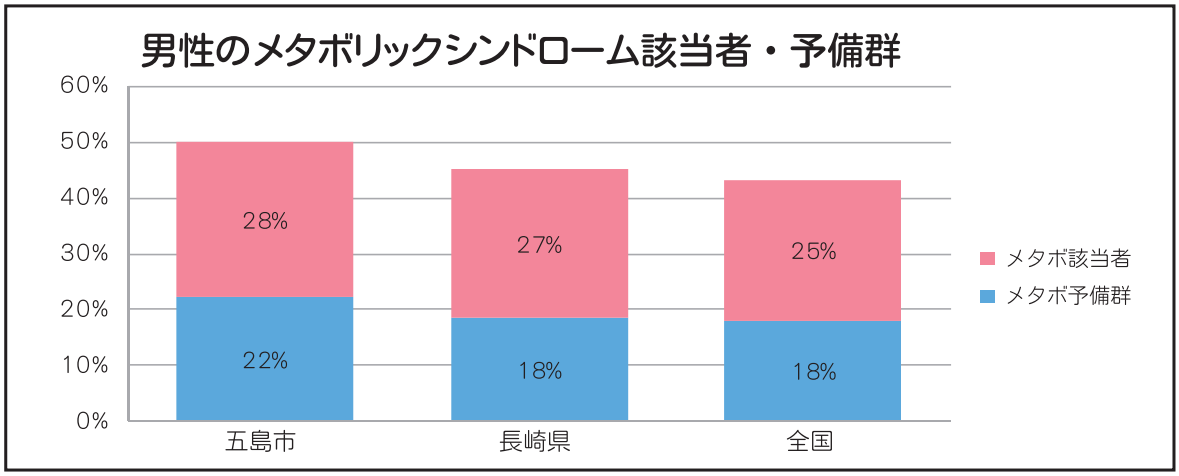

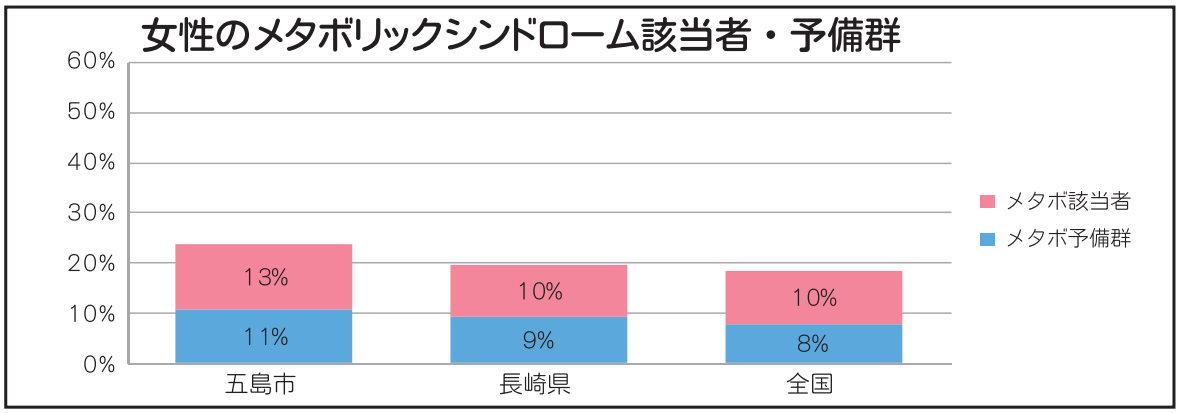

平成２０年度特定健診結果／長崎県国民健康保険団体連合会・厚生労働省

血圧、ＨｂＡ１ｃ（糖尿病の判定基準のひとつ）、ＬＤＬコレステロールの治療中及び高値者の割合は、５割を超えている。

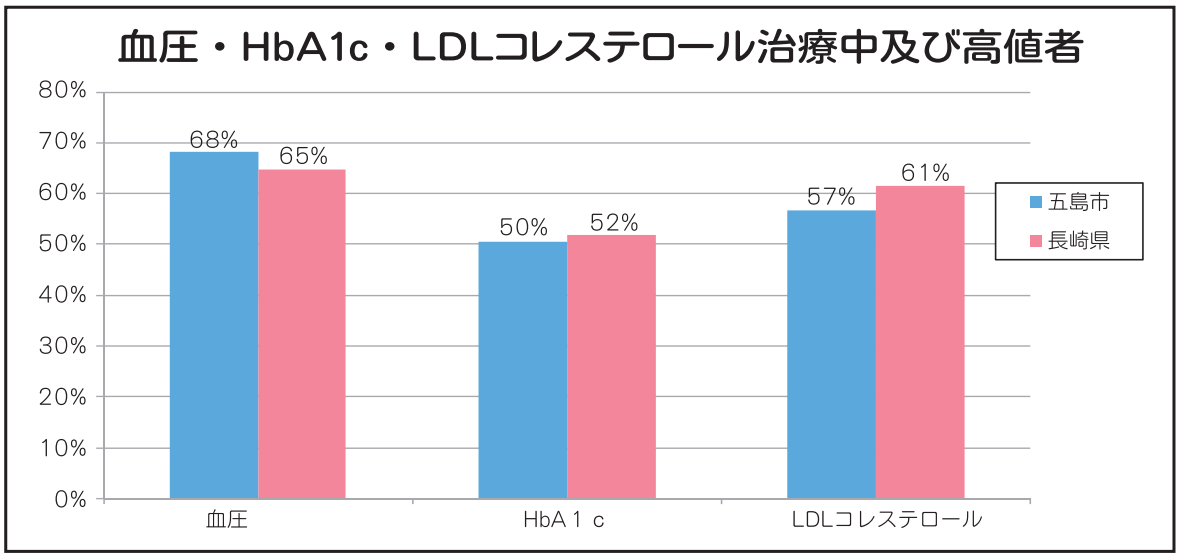

平成２０年度特定健診結果／五島市国民健康保険
長崎県国民健康保険団体連合会

⑤食料の生産と消費

学校給食における地場産品の使用率は多いが、子どもの地場産品や食文化への理解を深めるため、より一層の活用を推進します。

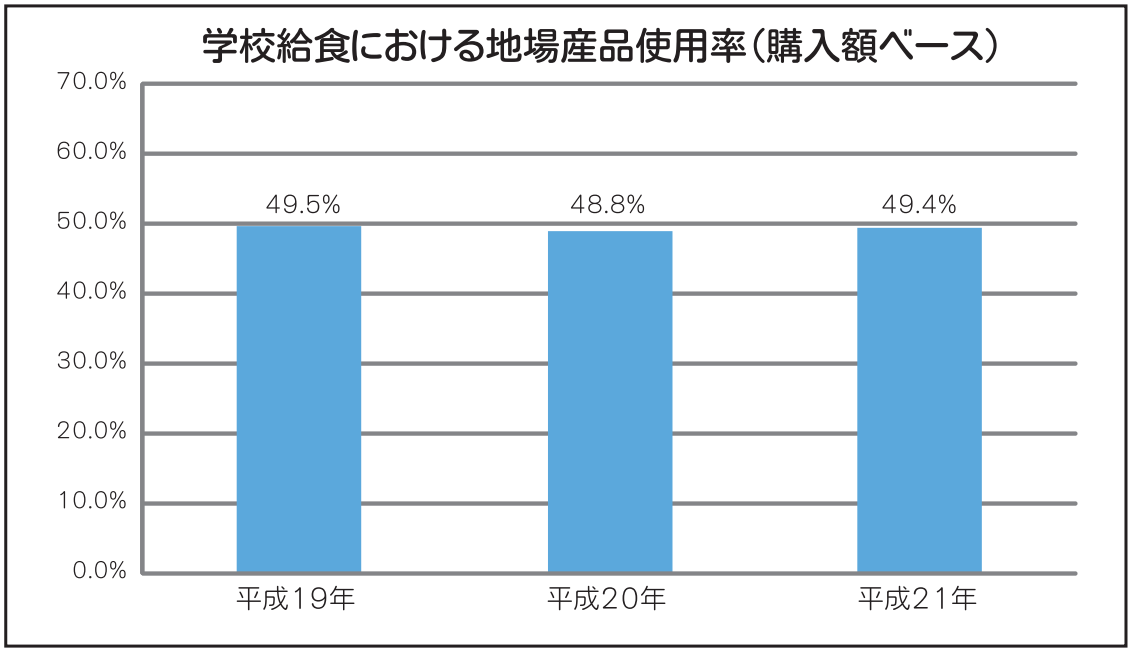

学校給食全食材における地元産割合／給食センター

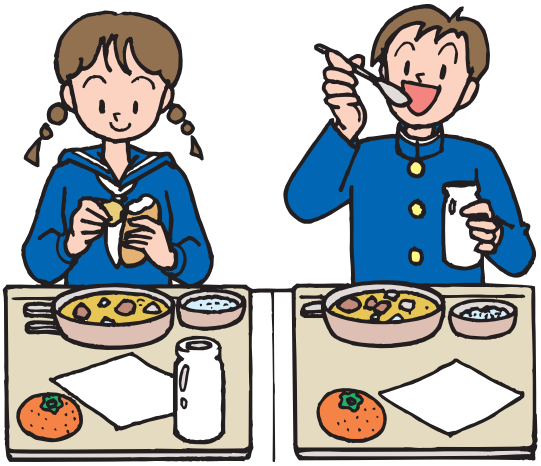

⑥食育について（食育についてのアンケート結果）

●あなたは、「食育」という言葉やその意味を知っていましたか。

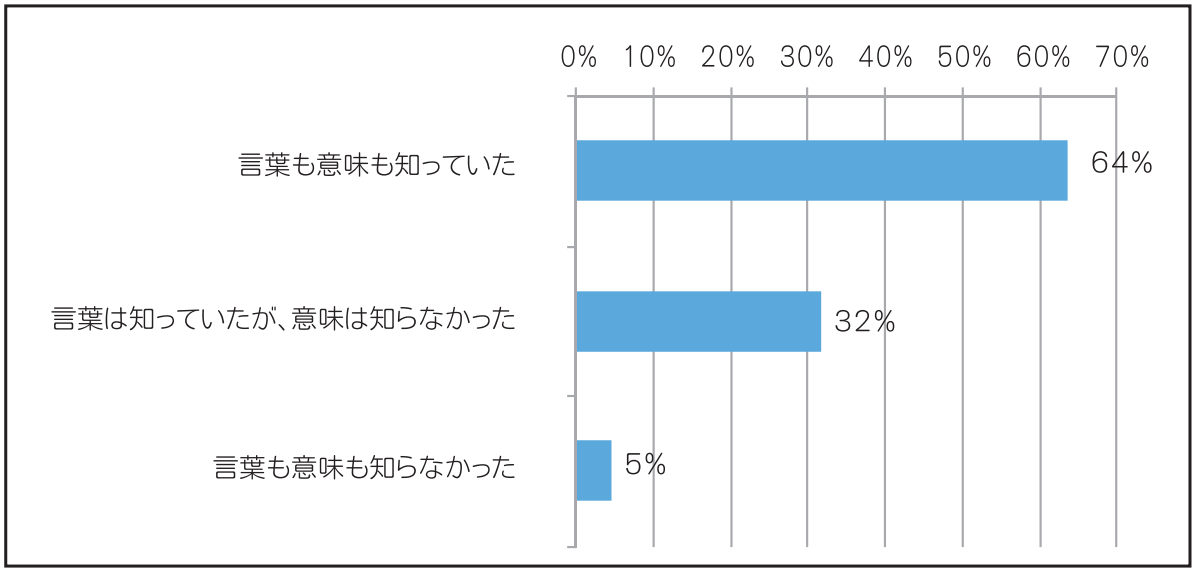

平成２２年度　五島市食育についてのアンケート結果

●あなたは「食育」に関心がありますか。それとも関心がありませんか。

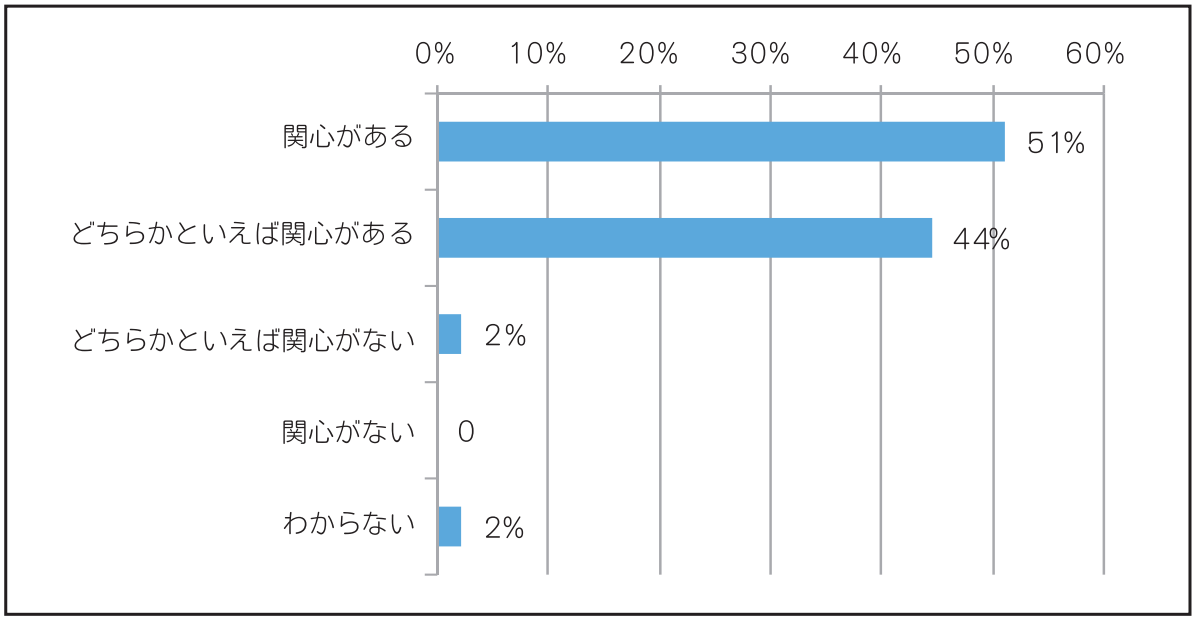

平成２２年度　五島市食育についてのアンケート結果

●あなたが「食育」に関心がある理由は何ですか。

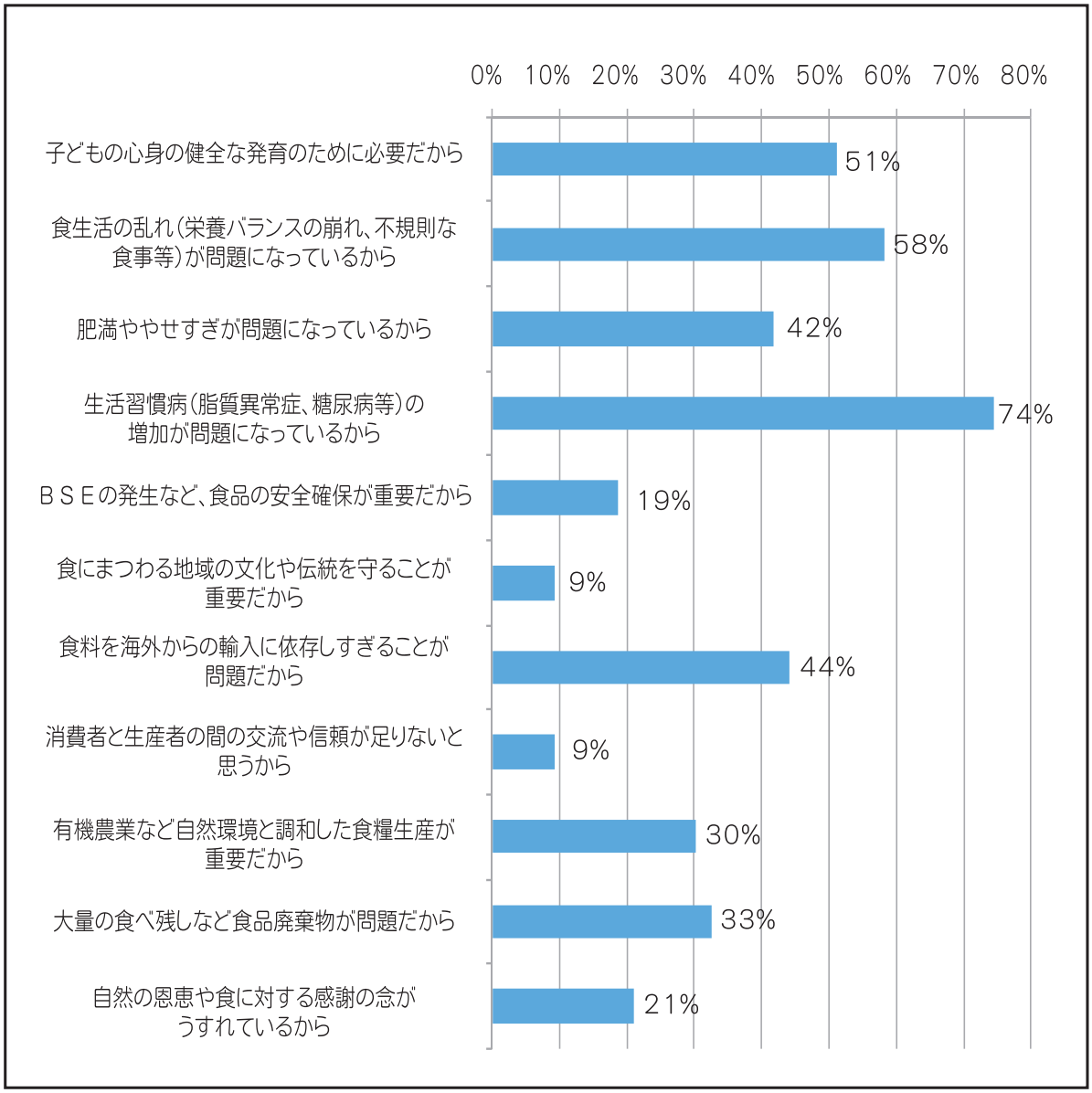

平成２２年度　五島市食育についてのアンケート結果

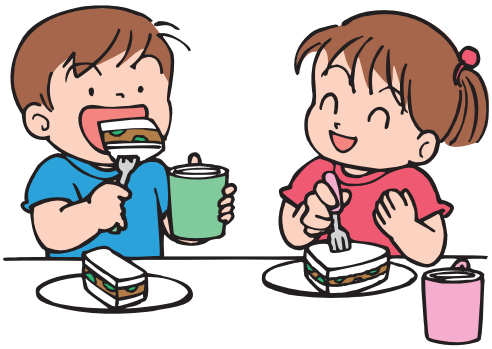

６．基本理念・基本目標

基本理念

食育基本法に定める基本理念を踏まえ、将来に向けた五島市の食育推進の方向性を明らかにする「五島市食育推進計画」の基本理念と基本目標を次のとおりとします。

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む

基本目標　　「食育スローガン」

基本理念の達成のため、基本目標に基づく取り組みを推進します。

ごはんを中心に

米を中心に、栄養バランスが優れた「日本型食生活」を実践し、「早寝・早起き」など生活のリズムを整え、しっかりと朝食を食べましょう。

島民の食卓を

食に関する正しい知識や選択する力を身につけ、家族や友人と一緒に食卓を囲み、心身の健康と豊かな人間性を育みましょう。

海の幸、山の幸で豊かにします

豊かな自然の恵みに感謝し、五島でとれる食材に関心をもち、大切にする心を育てましょう。

7．具体的な施策体系

食育に関わる幅広い分野を総合的・計画的に推進するため、市及び関係者が連携しながら取り組む、今後５年間の施策体系を定めます。

基本理念である「生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」を達成するため、「施策」を定めます。

また、「施策」を達成するための「具体的な取組」を示します。

このことにより、市民一人ひとりがあらゆる機会を通して、食育に取り組むことができる社会環境づくりをめざします。

なお、取り組みの成果を客観的な指標により把握し、必要に応じて内容を見直すため、平成２７年度における「目標値」を設定します。

栄養バランスが優れた「日本型食生活」

昭和５０年代半ば頃に実践されていた、「米」を中心に、魚、肉、大豆、野菜等から構成された栄養バランスに優れ、健康的で豊かな食生活を「日本型食生活」と呼びます。

最近では、以前より「米」を食べなくなり、肉や油脂類等からの脂質の摂取が増え、肥満や糖尿病、高血圧症等の生活習慣病が増加しています。

基　本　理　念

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む

基　本　目　標

ごはんを中心に　島民の食卓を　海の幸、山の幸で豊かにします

基　本　的　な　施　策	施　　策
1．家庭における食育の推進	・望ましい食習慣や知識の習得 ・生活リズム向上のための取組 ・生活習慣病予防のための取組 ・健やかな高齢期を送るための食育の取組
2．保育所・幼稚園・学校における食育の推進	・年齢や発達段階に応じた食育の推進 ・生きた教材としての給食の充実 ・家庭や地域・関係機関との連携の強化
3．地域における食育の推進	・「日本型食生活」の実践普及 ・地域・ボランティア団体等による食育推進活動 ・地域の食材の利用、食文化継承の推進 ・継続的な食育運動の展開
4．生産者と消費者との交流促進	・地産地消の取組 ・農林漁業体験機会の創出 ・地場産物の消費拡大
5．食の安全確保の推進	・カネミ油症事件を教訓とした取組 ・食品に関する情報提供 ・エコファーマーの推進

１．家庭における食育の推進

家庭は食生活の基本の場です。市民一人ひとりが自分や家族の問題として望ましい食習慣を送ることができるよう支援します。

～施　策～

●望ましい食習慣や知識の習得

子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めるには努力を必要とします。乳幼児健診や若い世代を対象とした料理教室等を通して、規則正しい生活習慣や栄養バランスが優れた「日本型食生活」等の望ましい食習慣の確立を支援します。

また、健康な歯を持ち、生涯にわたる豊かな食生活を確保するため、乳幼児期からの歯科保健活動を推進します。

●生活リズム向上のための取組

「朝ごはん」の推進活動を通して、子どもの生活リズムの向上をめざします。

●生活習慣病予防のための取組

健診受診の推進や診断結果に基づき、一人ひとりの健康状態に応じた食生活改善の重要性を普及します。

●健やかな高齢期を送るための食育の取組

高齢者が健康で生き生きと生活していくために必要な食生活を維持する支援をします。

数値目標

指　　標	現　状　値	平成２７年度目標値
朝食を毎日食べる人の割合	小学校６年生　８２.１％ 中学校３年生　８４.４％ （Ｈ２２全国学力学習状況調査）	１００％
３歳児健診の１人あたりのむし歯	２.６本（Ｈ２１）	１.３５本
メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況	男性４７％ 女性２０％ （Ｈ２１国保特定健康診査結果）	１０％減

「具体的な取組」

○若い世代に対する望ましい食習慣の啓発
○母親教室、乳幼児健診、相談等における望ましい食習慣の啓発
○子ども食育教室の開催
○乳幼児期からの歯科保健活動の実施
○「朝ごはん」活動の推進
○男たちの料理教室、介護予防栄養指導の充実

２．保育所・幼稚園・学校における食育の推進

子どもの食をめぐる問題が大きくなる中で、子どもの健全な育成に保育所、幼稚園、学校は重要な役割を担っています。また、子どもが食の大切さや楽しみを実感できる魅力ある食育を推進することにより、家庭へ良き波及効果をもたらすことも期待できます。

～施　策～

●年齢や発達段階に応じた食育の推進

子どもの健全な食生活の実現や心身の成長を図るため、食に関する指導体制の整備と充実を図ります。

●生きた教材としての給食の充実

子どもが地場産品や食文化への理解を深めるため、給食等での地場産食材や郷土料理のより一層の活用を推進します。また、給食の時間を通して、食事に対するマナーの向上をめざします。

●家庭や地域・関係機関との連携の強化

子どもの望ましい食習慣の定着を図るために、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域住民等が連携して取り組む体制づくりを整備します。

数値目標

指　　標	現　状　値	平成２７年度目標値
学校における「食育全体計画」、「食育年間指導計画」の作成	１００％→	１００％(維持する)
学校給食における地場産品利用率（購入金額ベース）	４９.４％（Ｈ２１）	５５％

「具体的な取組」

〇保育所における食育指導計画の作成・実践への支援
（食育だよりの発行や保護者への支援等）
〇五島市幼保小連絡協議会での食育支援
〇学校における「食育全体計画」、「食育年間指導計画」の作成と推進
〇給食時間におけるマナー指導

３．地域における食育の推進

地域の日常生活や伝統的な行事と結びついた郷土の食材や食文化の伝承を図り、継続的な食育運動の展開や食に関わる人材の確保、情報提供を推進する体制を整備します。

～施　策～

●「日本型食生活」の実践普及

栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進します。

●地域・ボランティア団体等による食育推進活動

食育推進のリーダーとなる人材の確保を図るとともに、食に関するボランティア等の活動促進を図ります。

●地域の食材の利用、食文化継承の推進

五島の食材、特産物の活用方法の掘り起こしと普及により、郷土の食に対する感謝の気持ちと、地域の食文化継承をめざします。

●継続的な食育運動の展開

食育の定着と浸透を図るため、「食育スローガン」普及を通して継続的な食育推進運動を展開します。

数値目標

指　　標	現　状　値	平成２７年度目標値
食育に関する認知度 （意味も言葉も知っていた）	６４％ （五島市食育についてのアンケート）	８０％

「具体的な取組」

〇地域子育て支援センターによる食育指導の実施
〇五島の食材を利用した魅力ある商品の開発支援
〇五島の食材を利用したメニューの普及活動
〇食育推進のためのボランティア等の活動支援、協力
〇五島の食文化継承のための料理教室の開催
〇食育の定着と浸透を図るための「食育スローガン」の普及活動

４．生産者と消費者との交流促進

食の大切さや食に関わる方への感謝の気持ちを深める体験活動を推進するとともに、消費者の農林漁業に対する理解促進と相互の「顔がみえる」関係づくりを進めます。

～施　策～

●地産地消の取組

新鮮で安心な五島の農林水産物を地域に供給する地産地消の取り組みを推進します。

●農林漁業体験機会の創出

五島の農林水産物のすばらしさや、感謝の心、食の大切さを実感できるよう、農林漁業者等と連携しながら、生産から消費にいたるまでの農業・漁業体験を推進します。

●地場産物の消費拡大

五島の農林水産物の利用促進のため、活用方法の発掘、各種イベントを通した紹介等を行い、消費拡大を図ります。

数値目標

指　　標	現　状　値	平成２７年度目標値
農林水産物利用を進めるための料理教室の参加者数	４８人 （Ｈ２２）	１５０人

「具体的な取組」

〇教育ファーム推進体制の整備
〇直売所のＰＲ活動を強化する（ホームページ等の活用）
〇農林水産物利用を進めるための料理教室の開催
〇インターネット等を利用した農林水産物に関する情報の発信
〇イベントを通した市民と農林漁業関係者の交流促進
〇学校給食、福祉施設等での地場産物の利用促進

５．食の安全確保の推進

昭和４３年１０月、西日本一帯でカネミ油症の発生が確認され、五島市でも多くの市民が被害に遭いました。このような被害が二度と起こることのないよう、食品の安全性に関する情報を提供し、市民が安心して生活できるよう支援します。

～施　策～

●カネミ油症事件を教訓とした取組

世界的にも重大で稀な食品公害である「カネミ油症事件」。このような被害が二度と発生することのないよう、市民一人ひとりが食品の安全性への関心を持つ必要があります。

ダイオキシンや食品公害の問題について考え、普及活動に取り組んでいる市民グループ等に対して、活動支援や情報提供を行います。

●食品に関する情報提供

食品の安全性、食品衛生、食品表示等に関する様々な情報を市民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通して市民にわかりやすい形で情報提供を行います。

●エコファーマーの推進

土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に取り組むエコファーマーの認定者数を増加させていくことで、消費者にとってより安全で安心な農産物を提供する体制づくりを整備します。

数値目標

指　　標	現　状　値	平成２７年度目標値
カネミ油症の実態を知っている市民の割合	－	１００％ （小学生以上）
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	－	５０％
エコファーマーの認定農業者数	５４０人（H２２）	７００人

「具体的な取組」

〇市民グループが開催する講習会等へ参画、支援
〇市民グループに対してカネミ油症事件関係を含め、食品の安全性に関する情報の提供
〇食品の安全性、食品衛生、食品表示等に関する情報の発信
〇エコファーマーについての周知活動

五島市食育推進会議条例

（設置）

第１条　食育基本法（平成１７年法律第６３号。以下「法」という。）第３３条第１項の規定に基づき、五島市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　五島市食育推進計画の実施を推進すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第３条　推進会議は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　食育の推進に関係する団体の代表者

（２）　教育団体の代表者

（３）　市職員

（委員の任期等）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし会長及び副会長が共に欠けたときは、市長が招集する。

２　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料提出等の要求）

第７条　推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（会議録の作成）

第８条　会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

（庶務）

第９条　推進会議の庶務は、健康政策課において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

（推進会議の招集の特例）

２　この条例の施行後最初に招集すべき推進会議の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

五島市食育推進計画

編集・発行／五島市　健康政策課
住　所　〒853−0064
長崎県五島市三尾野一丁目7番1号
電　話　（0959）74−5831
ＦＡＸ　（0959）74−5832